

北杜市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 3 月 2 7 日

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

北杜市の農地の状況は、全国的な傾向と同様に、農業従事者の高齢化や後継者不足等が問題となっており、今後更なる遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。

さらに、離農に伴い農地の認定農業者等の担い手への集積は年々着実に増加しているものの、当事者間相対による賃貸も多く、合理的な流動化が進んでいないため、今後は農地中間管理事業を活用した農地の面的な集積を進め作業効率を向上させることが必須となっていることから、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、北杜市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、北杜市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する山梨県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する北杜市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえたものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	5, 150ha	353ha	6.8%
目 標 (令和6年3月)	5, 130ha	325ha	6.3%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、管内全域の農地利用状況調査を行い、その結果を踏まえ農地利用意向調査を実施する。

また、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

農地利用意向調査の結果を踏まえ、農地の利用関係の調整を行う。調整については農家の意向を尊重しながら農地中間管理機構へ貸付けを推進する。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況や状況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
--	----------------	-------------	--------------

現 状 (令和 4 年 3 月)	5, 1 5 0 h a	1, 5 0 7 h a	2 9. 2 %
目 標 (令和 6 年 3 月)	5, 1 3 0 h a	2, 3 6 0 h a	4 6. 0 %

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業 者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達 者	特定農業 団体その 他の集落 営農組織
現 状 (令和 4 年 3 月)	3, 9 4 2 戸 (2 3 9 戸)	2 5 7 経営体	5 0 経営体	1 5 6 経営体	団体
目 標 (令和 6 年 3 月)	3, 9 4 2 戸 (2 3 9 戸)	2 5 7 経営体	5 0 経営体	1 5 6 経営体	団体

(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な取り組み方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市・市公社・農地中間管理機構・農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地や、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権設定が期間満了を迎える農地等について、「地域計画」の作成・見直し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた上で、農地中間管理事業の積極的な活用を主にマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和4年3月）	3 人 (7.0ha)	3 法人 (5.0ha)
目 標 （令和6年3月）	3 人 (7.0ha)	3 法人 (5.0ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ 意向のある参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業参入の推進を図る。

③ 新規就農フェア等への参加について

県、市、市公社、農協等関係機関と連携し、農業委員及び推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制の強化にあたる。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域受入の調整を行うなど、フォローアップを図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。